## 社会福祉法人が作成する書類の公表について

	書類	留意点
1	定款	所轄庁の認可を受けた最新のもの。
2	計算書類(※)	法人全体の計算書類、内訳表、事業区分内訳表及び拠点
	【貸借対照表、事業活動計	区分単位の計算書類が公表の対象です。また、計算書類の
	算書、資金収支計算書】	注記(法人全体、拠点区分)についても公表が必要です。
3	現況報告書(※)	個人の権利利益が害されるおそれ又は利用者の安全性
		に支障を来すおそれがある部分を除き、法人の運営に係る
		重要な部分に限り公表義務があります。
4	役員等名簿	個人の権利利益が害されるおそれがある部分(住所)は
	【理事、監事及び評議員の	公表の対象外です。
	氏名等を記載した名簿】	
5	報酬等の支給の基準	評議員会による承認を受けたもの。
	【役員等報酬規程】	
6	社会福祉充実計画(※)	社会福祉充実残額がある場合のみ。

- (※) については、「社会福祉法人の財務諸表電子開示システム (WAM NET)」に 記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの 利用による公表が行われたものとみなされます。
- 現況報告書については、公表が義務付けられている項目について、「社会福祉法の財務諸表電子開示システム (WAM NET)」による公表が行われます。